

電力系統利用に関する情報公表取扱基準

2017年 7月 1日 (制 定)

2021年 7月 1日 (第4回改正)

東北電力ネットワーク株式会社

目次

1. 目的	1
2. 基本方針	1
3. 用語の定義	1
4. 適用範囲	2
5. 公表する情報	2
6. 公表の方法	3
7. 保護すべき情報の取扱い	6
別表1 送配電部門が公開する情報項目	7
別表2 送配電部門が開示する情報項目	9
別表3 送配電部門が提示する情報項目	10
別紙1 情報公表要請記録票	11

電力系統利用に関する情報公表取扱基準

1. 目的

この基準は、当社の電力系統を利用するすべての発電者および需要者等に対して、情報の漏洩防止を図りつつ、公平性・中立性を確保することを目的とし、系統情報に係わるルール等、当社の電力系統の利用に関する情報を公表する上での取扱いを定めたものである。

2. 基本方針

送配電部門は、公平性・中立性確保の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。

3. 用語の定義

この基準における用語の定義は次による。

(1) 当社

東北電力ネットワーク株式会社をいう。

(2) 託送供給等業務

託送供給および発電量調整供給に関する、電力系統への系統連系に必要となる設備工事の検討・計画・実施、および電力系統の保守・運用、ならびに託送供給契約および発電量調整供給契約の受付・締結などの業務をいう。

(3) 送配電等業務

託送供給等業務およびその他の変電、送電、配電に係わる業務をいう。

(4) 送配電部門

送配電等業務を行う業務機関または部署をいう。

(5) 公表

公開、開示および提示の総称をいう。

(6) 公開

当社ウェブサイトへの掲載や配布等により、対象者を限定せず、広く一般に情報を提供することをいう。

(7) 開示

当社と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定した上で情報を提供することをいう。

(8) 提示

系統情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上で個々に情報を提供することをいう。

(9) 開示請求者

系統連系手続きにおける接続検討申込をした発電設備設置者または系統連系済みの発電設備設置者をいう。

なお、低圧（最大受電電力10kW以上）の発電設備設置者で、連系を具体的に検討している事業者を含む。

(10) 要請者

当社の電力系統に発電設備または需要設備の連系を具体的に検討している事業者をいう。

4. 適用範囲

この基準は、送配電部門による情報の公表に適用する。

5. 公表する情報

(1) 当社は、別表1, 2, 3に示す情報を含め、送配電部門の公平性・中立性を確保するための情報について原則公表する。

(2) 公表区分は以下のとおりとする。

a. 当社は、電力系統を利用するすべての発電者および需要者等が広く一般に知っておくべき別表1の系統情報について公開する。

b. 送配電部門は、開示請求者と秘密保持契約を結ぶことにより、利用者・利用目的を限定した上で、別表2の系統情報について開示する。

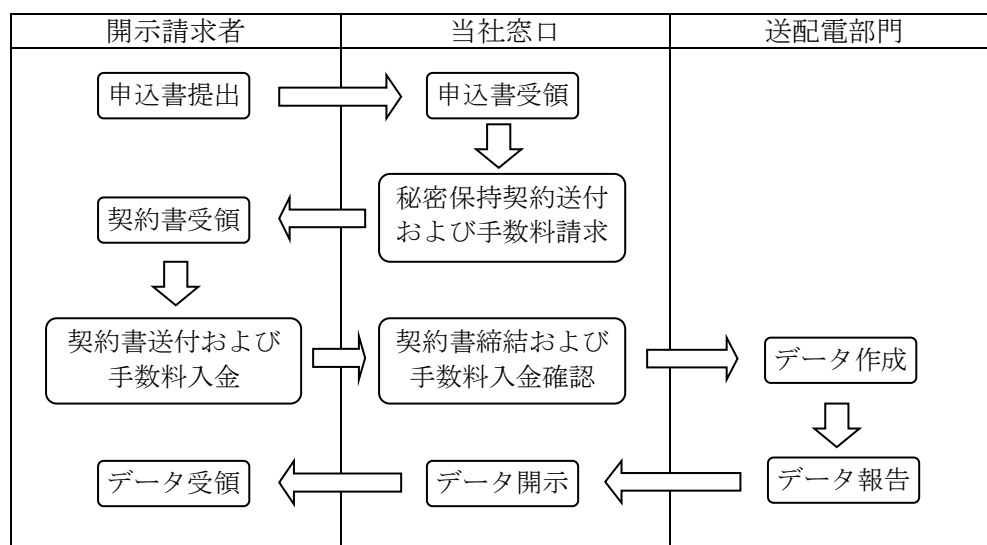
c. 送配電部門は、系統情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上で、別表3の系統情報について、当該要請者へ提示する。

6. 公表の方法

- (1) 公開する情報については、当社ウェブサイトへの掲載や配布等により提供する。
- (2) 開示する情報については、当社と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定した上で情報を提供する。

a. 開示請求者への情報開示

(a) 業務フロー



(b) 当社窓口

ネットワークサービスセンター（系統連系）

(c) 送配電部門

電力システム部（系統計画）

(d) 電源情報開示申込書の提出

当社窓口は、開示請求者からの開示請求があった場合は、系統連系手続き状況および秘密保持契約の締結の有無等を確認のうえ、電源情報開示申込書および必要書類の提出を求める。

なお、電源情報開示請求時期は運転開始前1回、運転開始後毎年度1回とし、電源情報開示の都度、手数料を請求する。

また、当社窓口は、受付月日、開示請求者、開示の可否、秘密保持契約の要否、回答月日等を別紙1または同等の任意様式により管理する。

(e) 秘密保持契約の締結

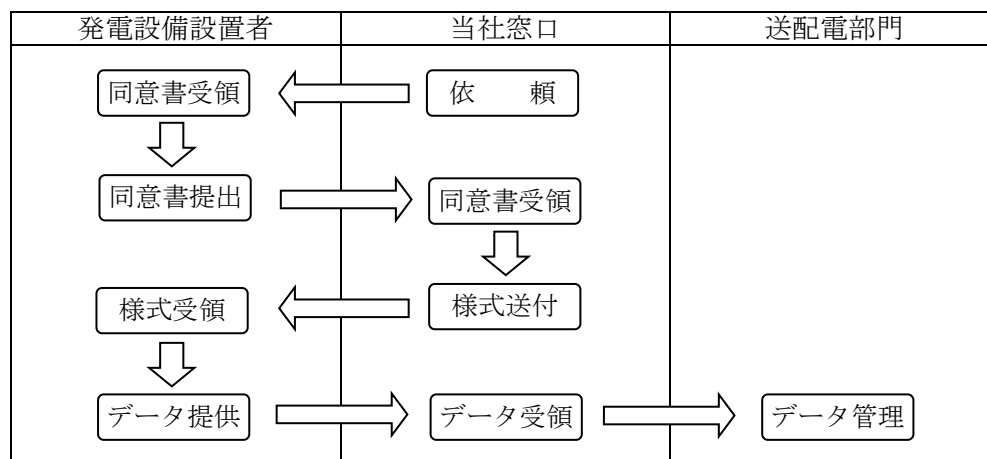
当社窓口は、開示された情報を当該目的以外に利用しないこと等について、秘密保持契約書を締結する。

(f) 開示請求者による第三者への情報開示

当社窓口は、開示請求者が、当社から受領した情報を開示請求者および当社以外の第三者へ情報開示する場合は、秘密保持契約書に基づき、電源情報の第三者への開示に関する宣誓書の提出を求める。

b. 発電設備設置者への電源情報提供依頼

(a) 業務フロー



(b) 当社窓口

ネットワークサービスセンター（系統連系）

(c) 送配電部門

電力システム部（系統計画）

(d) 電源情報の提供

当社窓口は、系統連系済みの発電設備設置者に、電源情報開示の目的や主旨を説明し、電源情報開示に関する同意書（以下、同意書という）を受領したうえで電源情報の提供を受ける。

(e) 同意書の取下げ等

当社窓口は、系統連系済みの発電設備設置者から、同意書の取下げの連絡を受けた場合は、速やかに開示を取り止める。

なお、事業継承等の場合は、同意書の取扱いを確認のうえ、開示継続の場合は、速やかに同意書を受領したうえで開示を継続する。

(f) 電源情報を提供した発電設備設置者への開示請求者の情報開示

当社窓口は、電源情報を提供した発電設備設置者から当該発電設備設置者の秘密情報が漏洩している又は漏洩しているおそれがあることを要請書により説明された場合は、秘密保持契約書に基づき、開示請求者の情報を開示する。

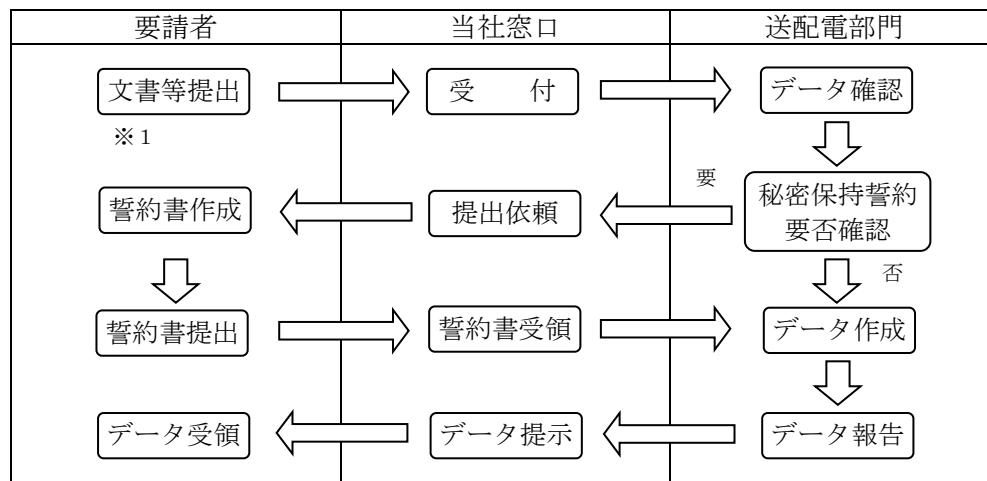
(3) 提示する情報については、当該要請者に対し、個々に情報を提示する。提示にあたっては、当該要請者に対し、情報の目的外利用を禁止する旨を確認する。

a. 閲覧，事前相談，接続検討の情報提示

系統アクセス検討基準（特別高圧），高圧系統業務指針による。

b. 閲覧，事前相談，接続検討以外の情報提示

(a) 業務フロー



※1 任意文書またはメール等でも可。

(b) 当社窓口

要請者	当社窓口
発電者	【発電者】 ネットワークサービスセンター (系統連系)
小売電気事業者	
当社以外からの供給を希望する 需要者	【特高，高圧需要者】 ネットワークサービスセンター (契約2G)
当社からの供給を希望する需要者	【特高】 各支社(お客さまサービス) 【高圧】 各電力センター(お客さまサービス課)

(c) 送配電部門

電圧区分	送配電部門
一次系統 (154kV以上)	電力システム部 (系統計画)
二次系統 (66kV以下)	各支社 (設備計画)
高圧系統 (6kV以下)	各電力センター (配電(計画)課)

(d) 要請者の身元確認

当社窓口は、要請者の身元を、身分証明書、社員証等で確認する。

(e) 提示目的の明確化

当社窓口は、要請者からの提示請求があった場合は、当社の電力系統への発電設備または需要設備の連系検討が目的であることを、文書等により明確化する。

また、当社窓口は、受付月日、要請者、提示を要請された情報、情報の利用目的、提示の可否、秘密保持誓約の要否、回答月日等を別紙1または同等の任意様式により管理する。

(f) 秘密保持誓約書の提出

当社窓口は、必要に応じ当該要請者に対し、提示された情報を当該目的以外に利用しないことおよび第三者^{*4}に提供しないこと等について、秘密保持誓約書の提出を求める。

※4 当社以外の法人、その他の団体および個人

(g) その他提示する情報の保護のために必要な措置

その他必要に応じて、提示する日時と場所を予め指定する等、必要な措置を行う。

7. 保護すべき情報の取扱い

(1) 以下の a および b の情報を保護すべき情報とする。

- a. 国家や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報
- b. 第三者情報（特定の電力の供給契約に係る契約条件に係わる情報）

(2) 当社は、上記情報について、原則公表しないが、社会的要請などに基づいて第三者の合意を得た上で開示する場合は、この限りではない。

また、以下の場合は要請者に対し原則として提示する。

- ・ 要請者自身が自己に係わる情報の提示を求める場合
- ・ 情報提供の対象となる当事者の合意を得ている要請者から、文書による情報提供の依頼を受けた場合

別表1 送配電部門が公開する情報項目

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) 送配電部門の系統ルール ・ 電力系統利用に関する情報公表取扱基準 【特別高圧】 ・ 系統計画作成基準 ・ 系統アクセス検討基準 ・ 給電基準 ・ 給電業務管理基準 ・ 系統保護基準 ・ 需給・系統運用基準 ・ 作業停止業務処理基準 【高圧・低圧】 ・ 高圧系統業務指針 ・ 低圧系統業務指針	当社のウェブサイトあるいは配布等	都度
(b) 系統の空容量等に関する情報 ・ 系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）	同上	同上
(c) 流通設備計画 ・ 流通設備建設計画 （最新の供給計画において記載されているもの）	同上	同上
(d) 需要及び送配電に関する情報（154kV以上 ^{※1} ） ・ 地点別需要、系統潮流実績（変電所単位かつ1時間単位） ・ 系統構成、予想潮流（1年度目、5年度目） ・ 送電線の投資・廃止計画（10年間） ・ 送電線の作業停止計画 （年間計画2年分、過去計画1年分以上） ・ 送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ）	同上	1年毎
(e) 電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 ・ 発電設備等毎に情報提供の対応状況を明示した送電系統図（発電設備等の名称は除く）	同上	同上
(f) 需給関連情報（需給予想） ・ 当社供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ 当社供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日： 前日 18 時頃 当日： 当日 9 時頃
(g) 需給関連情報（電力使用状況） ・ 当社供給区域の需要電力の現在値 ・ 当社供給区域の当日及び前日 ^{※2} の需要実績カーブ ・ 当社供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度

<p>(h)需給関連情報（需給実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社供給区域の需要実績（1時間値） ・当社供給区域の供給実績（電源種別，1時間値） 	同上	1か月毎
<p>(i)再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報^{※3}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の接続・申込状況^{※4※5} ・風力発電の接続・申込状況^{※5} ・バイオマス発電の接続・申込状況 ・水力発電（揚水を除く）の接続・申込状況 ・地熱発電の接続・申込状況 	同上	同上
<p>(j)再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報^{※6}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出力抑制が行われた日，時間帯 ・その時間帯ごとに給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「下げ調整力不足」などの要因） 	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

※1 154kV未満の地点別の需要及び潮流については、変圧器2次側母線単位で集約する。

※2 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

※3 接続検討申込量，接続契約申込及び連系承諾済の合計量，接続済の量。

※4 10kW未満と10kW以上に区分する。

※5 指定ルール事業者のみ無制限・無補償の制御となるため接続契約申込及び連系承諾済の合計量，接続済の量の内訳として指定ルール（無制限・無補償）の量を掲載。

※6 公開する事項は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に準ずる。

別表2 送配電部門が開示する情報項目

情報項目	開示の手段	開示時期
(a)発電出力実績に関する情報 ^{※1※2※3} ・発電出力実績：発電機毎に1時間毎（匿名，系統構成とセット） ・電源種 ・発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・発電所単位の運用制約（燃料消費制約，地熱の蒸気井の減衰等による制約，海水温制約，取水量制約，大気温度制約）	当社と秘密保持契約を締結のうえ開示 ^{※4}	年度毎
(b)電源の新設・停止・廃止計画に関する情報 ^{※1} ・電源の新設・停止・廃止計画	同上	同上

※1 原則，66kV以上の系統に接続する電源を対象とする。66kV以上154kV未満の系統に接続する電源に関する情報を開示する場合，具体的な系統構成上の立地は明らかにしない。

※2 対象期間は，過去1年度分とする。

※3 開示請求のタイミングは，運転開始前：1回，運転開始後：毎年度1回まで。

※4 開示請求者は，ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。なお，低圧（最大受電電力10kW以上）の発電設備設置者は事業の蓋然性が高まったと判断できる資料の提出を条件とする。

別表3 送配電部門が提示する情報項目

情報項目	提示の手段	提示時期
(a)流通設備の故障状況※ ¹ (設備名, 発生時刻, 原因, 復旧状況等)	問合せに応じ, 設備を管轄する電力センター(給電申合書等を締結している場合は, 記載されている事業所)が, 個別に示し, 説明。	都度
(b)系統アクセス情報(特別高圧) ・地内系統(連系線を除く当社が運用する送電系統をいう。以下, 本表において同じ。)の送電系統図(送電線, 変圧器等の容量を含む。)(但し, 別表1(b)(c)により公開する情報を除く) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線, 変圧器等の電圧, インピーダンス等), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(但し, 別表1(c)により公開する情報を除く) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の停電実績(但し, 停電発生時に当社ウェブサイト等で公開する情報を除く)	系統アクセス検討基準(特別高圧)で定める送配電部門の窓口での閲覧※ ² , または, 個別に示し, 説明。	同上
(c)系統アクセス情報(高圧) ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下, 本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線, 変圧器等の電圧, インピーダンス等), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し, 停電発生時に当社のウェブサイト等で公開する情報を除く)	高圧系統業務指針で定める送配電部門の窓口での閲覧※ ² , または, 個別に示し, 説明。	同上

※1 送配電線等の事故情報については, 社会的影響の大きな場合, 上表によらず公開する場合がある。

※2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

情報公表要請記録票

課所名 _____

1. 受付年月日	
2. 開示請求者・要請者	(所属・会社名)
	(氏名)
3. 公表の区分	開示 ・ 提示
4. 公表を要請された情報	
5. 情報の利用目的	
6. 公表の可否	公表可 ・ 公表せず
7. 「公表せず」とした理由	
8. 契約書・誓約書の要否	要 ・ 否
9. 回答年月日	
10. 特記事項	

【記入上の注意点】

1. 受付月日：開示請求者の場合は電源情報開示申込書に記載の月日を記入する。要請者（提示）の場合は要請者より電話・メールを受信した月日、または要請者からの文書の発信月日を記入する。
2. 開示請求者・要請者：会社名・所属・氏名を記入する。
3. 公表の区分：開示・提示のいずれかを選択する。
4. 公表を要請された情報：開示の場合は記入不要（情報が明確のため）とする。提示の場合は省略することなく全て記入する。多量な場合は別紙とすることも可とする。
5. 情報の利用目的：開示の場合は記入不要（利用目的が明確のため）とする。提示の場合は必ず記入し、明らかに「公表せず」とする場合は、要請者に利用目的を求めなくてもよい。
6. 公表の可否：公表可・公表せざるのいずれかを選択する。
7. 「公表せず」とした理由：6項で「公表せず」の場合は必ず記入、「公表可」の場合は記入不要とする。
8. 契約書・誓約書の要否：開示の場合は契約書を締結する。提示の場合は特に重要な情報を提示する場合のみ、要請者より誓約書の提出を求める。
9. 回答月日：開示請求者・要請者に情報を公表した月日、または開示請求者・要請者に公表できない旨を回答した月日を記入する。
10. 特記事項：例えば、公表を要請された情報が、公表可と公表せざるが混在した場合の対応内容など、実際に公表した情報の内容と3項の内容が異なる場合、その状況がわかるように記入する。